ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にぜひご相談ください！

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください(大学のキャリアセンターの担当者と一緒にご相談いただくことも可能です)。

相談内容等に応じて雇用環境・均等部（室）では以下の対応を行います。
- 就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
- 就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助　等

～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい２つのポイント～

①採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。

過去の就活セクハラの事件では、採用担当者が、食事や飲酒の強要、個室での１対１の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるといったことがありました。こういった不適切な要求等に応じる必要はありません。（多くの企業では、１人の社員が就活生の合否判定を決定するのではなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。）

②早い段階で相談を！

OB・OG訪問を含めて、就職活動の際に、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも１人で抱え込まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）などに早い段階で相談することをお勧めします。

▶▶都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東　京	03-3512-1611	滋　賀	077-523-1190	香　川	087-811-8924
青　森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京　都	075-241-0504	愛　媛	089-935-5222
岩　手	019-604-3010	新　潟	025-288-3511	大　阪	06-6941-8940	高　知	088-885-6027
宮　城	022-299-8844	富　山	076-432-2740	兵　庫	078-367-0820	福　岡	092-411-4894
秋　田	018-862-6684	石　川	076-265-4429	奈　良	0742-32-0210	佐　賀	0952-32-7218
山　形	023-624-8228	福　井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長　崎	095-801-0050
福　島	024-536-4609	山　梨	055-225-2851	鳥　取	0857-29-1709	熊　本	096-352-3865
茨　城	029-277-8295	長　野	026-223-0551	島　根	0852-31-1161	大　分	097-532-4025
栃　木	028-633-2795	岐　阜	058-245-1550	岡　山	086-225-2017	宮　崎	0985-38-8821
群　馬	027-896-4739	静　岡	054-252-5310	広　島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼　玉	048-600-6210	愛　知	052-857-0312	山　口	083-995-0390	沖　縄	098-868-4380
千　葉	043-221-2307	三　重	059-226-2318	徳　島	088-652-2718		

相談は無料です。**匿名でも大丈夫です**。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。
受付時間　8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）
https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

「恋人がいるのか」と聞かれた

性的な言動に対して拒否・抵抗したら、内定を取り消された

インターンシップやOB訪問などで食事やデートにしつこく誘われた



オンライン面接の時に「全身を見せて」と言われた



★「これってハラスメントかも？」と思ったらどんなことでもご相談ください。
★プライバシーは厳守いたします。
★ご希望がない限り、相談があったことを企業には伝えません。



大　学　等
キャリアセンター

連携

共有



都道府県労働局
雇用環境・均等部（室）
※新卒応援ハローワークでも相談可能です。

制度の説明	防止に向けた事業主への助言等（※）	トラブルの解決援助

（※）助言内容(例)
○事業主自らと労働者も、就活生等に対する言動について、セクハラ等が起きないよう、必要な注意を払うよう努めること。
○職場において就活生等に対する言動についても、セクハラ等を行ってはならない方針を明確に示すこと。
○セクハラ等に類する相談があった場合には、雇用する労働者への措置を参考に、必要に応じて適切に対応すること。等

・大学のキャリアセンター、都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））、新卒応援ハローワークのいずれでも相談可能です。
・事業主への助言等は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）で行いますので、大学のキャリアセンター、新卒応援ハローワークに相談をした場合は、相談内容によっては雇用環境・均等部（室）に相談内容を共有して、対応することになります。

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどについては、法律等に基づき、行ってはならない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されています。

事業主は、就職活動中の学生やインターンシップを行っている方に関しても、同様の方針や求職活動等に関するルールの明確化、相談への適切な対応等を行わなければなりません。

些細なことでも結構です。
就職活動中等のハラスメントに関するお悩みがある方は、ご相談を！

富山労働局雇用環境・均等室　TEL　076-432-2740